

平成17年1月28日（金）

企業会計審議会

総 会

於 中央合同庁舎 第4号館 9階 特別会議室

金 融 庁 総 務 企 画 局

午後 3時02分 開会

○加古会長 それでは、定刻でございますので、これより企業会計審議会総会を開催いたします。皆様におかれましては、ご多忙のところご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の総会は、前回の総会と同じように、企業会計審議会の議事規則によりまして、会議を公開することとしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

ご了承頂きましたので、そのように取り扱わせて頂きたいと思います。

議事に入ります前に、昨年11月29日に前回の総会を開いておりますけれども、その後、委員に異動がございましたので、ここでご紹介させて頂きたいと思います。

まず、本年1月15日付で安藤英義委員、伊藤進一郎委員、神田秀樹委員、斎藤静樹委員、中村芳夫委員、宮島司委員の各委員の方々が退任なさいました。

同じく1月16日付で、荒谷裕子氏、岩原紳作氏、黒川行治氏、小林麻理氏、錢高一善氏、竹内佐和子氏、永井知美氏、八木和則氏の各氏が委員に就任されております。委員の方々のうち、本日ご出席の委員を私の方から紹介させて頂きたいと思います。

初めに、荒谷委員でございます。

○荒谷委員 荒谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○加古会長 岩原委員でございます。

○岩原委員 岩原でございます。よろしくお願いいたします。

○加古会長 黒川委員でございます。

○黒川委員 黒川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○加古会長 錢高委員でございます。

○錢高委員 錢高でございます。よろしくお願いいたします。

○加古会長 竹内委員でございます。

○竹内委員 よろしくお願いいたします。

○加古会長 永井委員でございます。

○永井委員 永井でございます。よろしくお願いいたします。

○加古会長 八木委員でございます。

○八木（和）委員 八木さんはもう一人いらっしゃいまして、八木和則でございます。よろしくお願ひします。

○加古会長 なお、小林委員は後ほどご出席の予定となっておりますので、おいでになりましたらご紹介させて頂きたいと思います。

続きまして、事務局の異動もございましたので、この機会に改めましてご紹介を頂ければと思います。

まず、私の左隣で、池田参事官でございます。

○池田参事官 池田でございます。

○加古会長 以下、池田参事官の方からご紹介をお願いいたします。

○池田参事官 それでは、まず長官の五味でございます。

○五味長官 よろしくをお願いいたします。

○池田参事官 それから総務企画局長の増井。

○増井総務企画局長 増井でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○池田参事官 それから、総務企画局の審議官の振角。

○振角審議官 振角です。どうぞよろしくお願い致します。

○池田参事官 次に、総務企画局企画課長、細溝でございます。

○細溝企画課長 細溝です。よろしくお願い致します。

○池田参事官 それから、総務企画局国際課担当企画官の松尾でございます。

○松尾国際課企画官 松尾でございます。よろしくお願い致します。

○池田参事官 それから、企業開示参事官室で企業会計調整官の多賀谷でございます。

○多賀谷企業会計調整官 多賀谷でございます。

○池田参事官 以上でございます。

○加古会長 ありがとうございます。

本日は、伊藤金融担当大臣にご出席頂くことになっております。大臣には、公務の関係で若干ご到着がおくれるようでございます。ご到着次第ご挨拶を頂くことにいたしまして、それまで議事を進行させて頂きたいと思います。

初めに、議事次第にございますが、会計・監査をめぐる最近の状況につきまして取り上げてまいりたいと思います。

これについて、ご審議頂くわけでありますが、初めに、本日の審議の参考として頂きますために、会計・監査をめぐる最近の状況につきまして、まずは事務局からご説明を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○池田企業開示参事官 私の方からは、お手元の「会計・監査をめぐる最近の状況につい

て」という1枚の紙と1月28日付の「関係資料」という資料を束ねたものと、2つお配りしておりますので、そちらに沿いましてご説明をさせて頂きたいと思います。ご説明を申し上げる項目はこの1枚紙の方に掲げてございますので、これを横に置いて頂いて眺めて頂きながら、説明はこの関係資料に沿いまして進めさせて頂きたいと思います。

それでは、まず表紙をめくって頂きまして1ページ目をご覧頂きたいと思います。

まず、会計関係で、まず、会計基準をめぐる国際的な動向についてご報告をさせて頂きたいと思います。

まず最初にご説明申し上げますのは、EUにおけます外国会計基準の同等性評価という問題でございます。これにつきましては、昨今の新聞報道等でもEU2005年問題とか、あるいは2007年問題とか、そういった名前で行き上げられている問題でございます。既にご案内の委員の方も少なくないと思いますが、EUではEUの統合に伴いまして2005年からEU域内の企業については、会計処理に当たりまして国際会計基準（IAS）の使用が義務づけられております。あわせて、EUではEUの域内で資金調達を行います域外の企業に対しましても、2007年以降、国際会計基準またはこれと同等の会計基準の使用を義務づけるということを決定しているところでございます。

この決定を受けて、EUの中の欧州委員会（EC）は日本基準、米国基準、カナダ基準、これは国際会計基準以外の世界の主要な会計基準ということが言えると思いますが、この3つの会計基準について、IASと同等性があるかどうか、この同等性の評価を行うということを決めております。

これで同等だということが判断されれば、（1）にございますように、それに基づいた会計基準で会計処理をしても、域外の企業はEU域内で従来どおりの資金調達ができるということでございますが、ここで同等性が否定されるということになりますと、域外の企業は自国の会計基準での会計処理が認められないので、改めてEU向けの会計処理をしなければならないという問題になるということでございます。

これの枠組みに沿いまして、現在、進められておりますこの同等性評価の作業でございますが、ECではCESRという欧州の証券規制当局から成ります委員会に対しまして、本年の6月末までにこれら3カ国の会計基準が同等性があるかどうかということについての技術的助言を行うように要請をしております。そしてECでは、このCESRの技術的助言を踏まえて、本年の12月末までに同等性の評価についての最終決定を行う予定にしておるところでございます。

C E S Rの方では、この同等性評価の作業の第1段階としまして、そもそも同等性というのはどういうことを意味するのか、あるいはこういう同等性の評価の技術的な方法、基準等を明らかにする概念ペーパーの策定を進めておりまして、現在ドラフトが出ておりますが、これを予定では1月中旬に策定を終了するという予定になっているところでございます。

現在、ドラフトが出ておりますけれども、同等性といった場合の私ども理解しておりますポイントは、これらの会計基準を使った場合に、国際会計基準に従ってつくられた財務書類に基づく場合と、類似した投資判断が可能かどうかというところが同等性の意味であるということにされておりました、こういう類似した同等な投資判断が可能かどうかという観点から、会計基準の重要な差異に注目して、あるいは差異にのみ注目して評価を行っていくということで、よって、当然のことながら、この同等性というのは必ずしも同一性ということとは意味しない。ただ、その中で類似した投資判断が可能かどうかということの評価していくというふうに理解をしておるところでございます。

我が国の会計基準は、近年、急速な整備をしましてまいりました結果、私どもとしましては、その会計基準の品質というものは国際的にも遜色のないものになっているというふうに認識をしておりますが、ただし、こうした我が国の会計基準の現状について、国際的に十分な理解が得られているかという問題はあろうかと考えております。

このため、私どもでは関係機関と協力、連携をして、我が国の会計基準について正確な理解が得られるように、EU関係者等に対しての説明に努めてきているところでございますけれども、今後、同等性評価のプロセスが本格化していくと考えられる中で、さらに積極的な情報発信に努めて、EU市場において引き続き我が国の会計基準の利用が認められていくように、関係者と協力してこの問題に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。委員の各位にも引き続きご支援を頂ければと考えておるところでございます。

1枚めくって頂きまして、2ページ目に、参考に資料をつけましたが、細かい説明は時間の関係もございまして省略をさせて頂きたいと思いますが、この灰色で塗ってあります、この灰色で塗ってあるところは日本基準と国際会計基準と米国基準を比較したときに、基本的に同じ会計処理をしている部分であります。逆を申しますと、この白くなっているところが、他と異なっているというところですが、この色の感じを見て頂きますと、日本基準が国際会計基準、米国基準と違っている部分もありますが、また逆に日本基準と例えば

国際会計基準が同じで米国基準が違っているものとか、あるいは日本基準と米国基準が同じで国際会計基準が違っているというものもございます。

また、日本基準だけが違っているものの内容を見ましても、日本の方が比較的緩やかな基準になっているものもあれば、逆に、例えばのれんの償却などについて、むしろ日本の方が厳格になっていると解される部分もあるということで、それぞれに違いはあっても同一ではないわけですが、私どもは基本的にこの3つは同等性を保ちながら、相互に影響し合っているという状況だというふうに理解をしているところでございます。

もう1枚めくって頂きまして3ページですが、こうしたEUとの同等性評価について取り組んでいくとともに、そもそもこの会計基準の間について、それをコンバージェンスをしていくといった努力も重要であるというふうに認識をしております。

この関係では、昨年の10月に日本の会計基準を策定しております企業会計基準委員会（ASBJ）と、国際会計基準をつくらせております国際会計基準審議会、この両方で会計基準のコンバージェンスを最終目標として、現行基準の差異を可能な限り縮小する共同プロジェクトの立ち上げについて、協議開始することを合意しております。

参考のところにありますように、既に国際会計基準審議会と米国の会計基準の設置主体でございますFASBとの間では、2002年9月にコンバージェンスに向けた取り組みが始まっておりますが、国際会計基準審議会と日本の設定主体の間でも、こうしたプロセスが始まろうとしているところでございます。

両者は、この1月21日にこのプロジェクトの具体的な進め方について記者発表をしております、3のところにありますように、今後は幾つかのフェーズに分けて作業をしていくという考えになっておりますが、ASBJの方から、第1フェーズでどのような基準を検討対象としていくか、早い時期に提案をするということにされておまして、この第1四半期にはキックオフミーティングを東京で開催をする予定になっておるところでございます。

私どもとしては、こういった取り組みというのは、我が国の会計基準の考え方についての情報発信という意味では、大変意味を持つものでありますし、また、こうしたコンバージェンスに積極的に貢献していくということは極めて重要なことだと考えておまして、ASBJの取り組みには金融庁としてもできる限りの支援をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

4ページは説明を飛ばさせて頂きまして、5ページに移りたいと思います。

次は会計基準をめぐる国内の動きということでございますが、私ども会計制度に少なからず影響を及ぼすと考えておりますのが、現在、法務省あるいは法制審議会の方で会社法製の現代化について審議が進められてまいりまして、昨年の12月に商法改正の要綱案が取りまとめられております。そしてお手元にお配りしておりますのが、その要綱案のうち、会計あるいは監査に関連が深いと思われるものを抜粋させて頂いたものでございます。

ポイントを順次見て頂きますと、まず会社の機関の関係では、「取締役・取締役会」のところで、後ほどご説明いたしますが、会社の内部統制システムの構築について、内部統制システムの構築の基本方針というものを取締役会の専決事項として、その決議の概要を営業報告書に記載をする。特に、大会社については、内部統制システムの構築の基本方針の決定ということを義務づけるということが取り上げられております。後ほど、私どもも内部統制というものに関心を持っておりますが、商法の世界でもこうした制度整備が進もうとしているということでございます。

それから、新しい会社の機関として会計参与という機関が新設されるということになっております。これは株式会社において任意に設置できるものでありますが、会計参与は（2）の①にございますように、公認会計士または税理士になることが想定されております。そして、次の6ページの（3）①ですが、会計参与は取締役、執行役と共同して計算書類を作成することとされておまして、（4）で、こうした会計参与には、社外取締役と同様の責任あるいは株主代表訴訟の対象となるといった、一定の責任もあわせて規定をされているところでございます。

それから6のところで、会計監査人についても幾つか重要な改正が予定されておりますが、幾つか代表的なものを指摘させて頂きますと、7ページの（3）会計監査人の報酬について、監査役会または監査委員会に監査報酬の決定についての同意権限というものが付与される。

それから、（4）の②ですが、会計監査人の会社に対する責任について、株主代表訴訟の対象とするというようなことも盛り込まれております。

さらに10の子会社等のところで、子会社の範囲が従来の株式会社、有限会社に加えて、外国会社も対象とされるということになっておまして、この結果、監査役ですとか、会計監査人の商法上の報告請求権とか、調査権が内国子会社のみではなくて、この海外の会社にも及ぶという効果が出てくるというふうに考えております。

以上、主として監査関係のものですが、会計関係では8ページから計算関係の規定でも

大きな変更が予定されております。8ページの頭のところを見て頂きますと、従来、株主に対する金銭等の分配については配当がございましたし、あるいは資本金とか準備金の取り崩しがございましたが、こういったものを今回の要綱では、全体を剰余金の分配として整理して統一的にルールを定めるという考え方をとっております。

9ページを見て頂きますと、4の(1)ですが、こうした配当を含めます剰余金の分配については、これまでは配当については期末あるいは中間期の配当しかなかったわけですが、期中いつでも株主総会の決議によって分配を決定することができるとされておりまして、さらに10ページの(3)の①を見て頂きますと、一定の会計監査人が設置されている等の一定の要件を満たした会社では、定款で定めを置くことによって、取締役会の決議でいつでも剰余金の分配ができるという制度が予定をされております。

そして、8ページの2の(1)の②になりますが、こうした期中で分配をする場合には、最終決算期における分配可能額に、その最終決算期からその分配を行う時点までの分配額の増減を反映させて、計算をして分配ができる。そのために、9ページの冒頭ですが、期中において決算手続に準じた手続を行うということで、新たに仮決算のような仕組みが設けられるということが考えられているところでございます。

こういうふうに制度が変わってまいりますと、10ページの5の資本のところ、①で株式会社は資本の部の計数が、期中でもいつでも株主総会の決議によって変動をしていくということになるものでございます。

こういったことを受けまして、次の11ページの6の(3)ですが、従来、商法上の計算書類としましては、貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書、そのほかに利益処分案といったものが計算書類であったわけですが、この利益処分案といったものは廃止されて、かわりに株主持分変動計算書というものが作成され、これが計算書類に加えられるということが考えられております。

こうした場合、証券取引法上も、財務諸表というものが財務諸表等規則で定められておりますが、こういう証取法上の扱いをどうしていくのかということとを並行して検討する必要が出てくる。これは、こういった書類をつくる場合の会計基準という問題も出てまいります。単に会計基準の問題にかかわらず、それを超える問題も含んでいると考えているところでございます。

もう1つ、6の(1)にも、従来、決算をする場合には、定時株主総会の8週間前までに計算書類を監査役や会計監査人に提出するということが商法上、規定をされておりました。

たが、こういう一定期間を経過しなければ定時総会を開催することができないという規制は廃止をされることになっており、こうした場合、決算手続が従来よりもスピーディーにやることができるということが考えられます。こうした場合に、私どもの有価証券報告書の提出時期等は、この商法の手続を前提に考えてきておるわけですが、こうした商法の方の制約が外れたときに、こういう有価証券報告書等の開示書類の提出時期をどう考えるかといったことも考えていく必要があると考えておるところでございます。

こうした要綱につきましては、法務省はこの要綱に沿って商法等の改正案を現在の通常国会に提出する方針だと理解をしております、早ければ平成18年4月にも施行したい考えだと聞いておりますので、こうした法律の状況もにらみながら、証券取引法の扱いについても検討していく必要が生じてくると考えているところでございます。

以上が会計関係の動きでございます、資料は13ページに飛んで頂ければと思います。

以下、監査に関することをご説明したいと思います、ご案内のとおり、昨年10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐって、不適正な事例が相次いで判明をしておるということでございます。これは新聞報道もされています株の持ち株比率の過小記載というような問題もありましたが、また同時にいわゆる粉飾決算の疑いというような事例も数々報道をされておるところでございます。

金融庁としては、こうした事態というのは、ディスクロージャー制度に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態だという認識に立ちまして、昨年11月16日に、信頼性確保に向けた対応策を取りまとめて公表したところでございます。

この中で、開示制度の整備といたしまして、財務報告に係る企業の内部統制の有効性について、経営者による評価、それからそれについて公認会計士等による監査のあり方を検討して頂こうということで、本審議会の委員でもございます岩原先生に座長をお願いしております金融審議会第1部会ディスクロージャーワーキンググループの方に、この問題についての検討を要請したところでございます。

14ページを見て頂きますと、既にご案内の方も多いと思いますが、米国では2001年末のエンロン事件等の結果を受けて、企業改革法（Sarbanes-Oxley Act）が成立しております、この404条の規定では内部統制報告書が導入されておまして、SECの登録会社はその年次報告書にその会社の内部統制の有効性の評価の結果を記載した内部統制報告書をつけなければならないことになっておまして、この内部統制報告書については、その会社の監査人の監査を受けなければいけないことになっております。

最後のところにありますように、SEC登録企業については、2004年11月15日以降の決算期からこれが適用されているということで、今まさに適用が始まっている。SECに登録している日本企業についても、本年7月以降、ここはやや延期されるという情報もあるようですが、本年7月以降適用されるということになっておるところでございます。

次の15ページに、実は我が国でも同様の制度が、これは強制、義務的ではない任意の制度としてではありますけれども、導入されておりまして、有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表者による確認書というものが、証取法の有価証券報告書にも導入されておりまして。

そして、この確認書を出そうという場合には、この下の方の箱にありますが、①にありますように、有価証券届出書の記載内容が適正であるかどうかを確認した旨にあわせて、③にありますように、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかどうかを確認した旨、及びその内容を記載することとされておるところでございます。

こうしたものに基づきまして、主要金融機関につきましては、15年3月期から前倒してこういったものが各銀行等によって提出をされておりまして、またこの16年3月期の決算でも、主要金融機関以外の会社も含めて、数十社の企業からこうした確認書が提出されているという状況でございます。

こうした状況にかんがみて、今後どう取り組んでいくかということ、先ほどの金融審議会第1部会の方でご議論頂きましたのが、16ページ以下に掲げてございます報告書でございます。

ポイントをご紹介しますと、まず2番目の段落の冒頭ですけれども、最近の事例を見ると、ディスクロージャーの信頼性を確保するための内部統制が有効に機能していなかったのではないかとということがうかがわれる。その段落の最後ですが、ディスクロージャーの信頼性を確保するため、内部統制の強化を図る方策が真剣に検討されるべきである。

そして、米国の企業改革法についても触れております。これについては、次の段落の4行目の後半からになります。米国の手法については内部統制の有効性評価に当たっての事務コストが、とりわけ事務プロセスの文書化に関して多大である、あるいは米国流のコーポレートガバナンスの基準に基づくものであり、日本には必ずしもなじまない。こういった指摘がありました一方、我が国においても、内部統制を構築し、有効に機能させる責任が経営者にあることは明らかであり、実効性を失わせない形で、できる限りタイムリーでコストがかからないようにする等の工夫はあるにせよ、その有効性は否定できないとい

った指摘があったところでございます。

そして17ページでございますが、審議会としては、最後の（１）、（２）で、諸外国の実例や我が国の会社法制との整合性等にも留意しつつ、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を早急に図るべきだということ。それから、これを通じて、先ほどご紹介しました会社代表者による確認書制度の活用を促していく。それから、できました基準に示された実務の有効性や諸外国の状況等を踏まえ、その義務化の範囲や方法が適切に判断されるべきであるということ。これを結論づけておるところでございます。

この報告を頂きまして、次の18ページでございますが、報告が出ました昨年の12月24日に、金融庁の方からも、信頼性確保に向けた対応第2弾ということで、今後の取り組みについて整理をしたペーパーを発表しておりますが、その中で、ただいまの開示制度の整備につきましては、本日、取りまとめられた金融審議会第1部会報告を踏まえて以下の対応を行うということで、先ほど申しましたような経営者による内部統制の評価の基準、それから公認会計士等による検証の基準の明確化を企業会計審議会に要請するというのを、金融庁として公表したところでございます。

私どもといたしましては、ディスクロージャー制度をめぐる最近の状況を踏まえ、早急にこうした基準の明確化が必要であると考えておりまして、できますればこの夏までに、基準の骨格をお示し頂くことができないかと考えておるところでございます。

それから24日のこの紙では、あわせまして公認会計士等に対する監督につきましても言及をしております。

会計・監査をめぐる最近の非違事例等を踏まえ、審査体制、業務管理体制など、監査法人の内部統制に重点を置いた公認会計士・監査審査会によるモニタリング及び立入検査を実施するというのと、次のページの（２）で、会計・監査をめぐる最近の非違事例やモニタリングの結果等を踏まえ、監査法人における内部統制の強化や品質管理の向上等に向けて、監査基準や実務指針の見直しなど、所要の検討を企業会計審議会及び日本公認会計士協会に要請するということがされておりました、会計・監査の強化、その中でとりわけ監査法人における内部統制あるいは品質管理の強化に向けての検討を、あわせて企業会計審議会に要請させて頂いておるところでございます。

今、最近の非違事例ということが出てまいりましたが、幾つか最近の私どもの方で行いました懲戒処分の事例を添付させて頂いておりますけれども、昨年の12月17日に東北文化

学園大学の私立学校法等に基づく監査につきまして非違が判明いたしまして、監査法人等に対して処分を行わせて頂いたところでございますし、また説明は割愛させていただきますけれども、23ページにこの1月25日にはあしぎんフィナンシャルグループ及び足利銀行に係る監査証明に関しまして、監査法人に対する戒告処分を行ったところでございます。

これらの事案を通じまして、私どもといたしましては、監査法人において監査法人自らが事案を的確に管理して、監査上、重要となるであろう法令、実務等の動向について情報を的確に収集して、これに基づいて関係する関与会計士あるいは事務所等に対して的確な指導、指示を行っていく。そういう中で監査証明に当たっての審査についても、監査上のリスクに見合った相応の審査を行っていくといった体制の整備に、やや欠けた面があったのではないかとの認識を持っておりまして、また最近、監査の途中で監査人が交代するケースが少なくないと考えておりますけれども、そうした場合に、引き継ぎが的確に行われているのかといったような問題意識を持っております。こういった点についてご議論頂いて、必要があるということであれば、監査基準等についても規定の明確化を検討頂いてはどうかと考えておるところでございます。

それから、25ページで国際監査基準の動向についても触れさせて頂きたいと思えます。

世界の会計士団体の国際組織であります国際会計士連盟（I F A C）という団体がございますが、そこでは国際的な監査の基準としてI S Aという基準をつくっております。これをつくっておりますのは、このI F A Cの中の国際監査・保証基準審議会（I A A S B）という組織で策定作業がされております。こちらの方には、当審議会の委員の山浦先生にオブザーバーとして出席を頂いてきておりますが、こうした国際監査基準の方でも作業が精力的に進められておるということでございます。

説明をやや飛ばさせていただきますけれども、この下の（2）を見て頂きますと、最近、数々の基準が導入されておまして、こういった中では虚偽表示リスクの評価ということで、従来のリスクアプローチをやや進化させたものと評価していいのでしょうか、ビジネスリスクアプローチという新しいリスク評価のアプローチなども導入されておるということでございますし、こういったものについて我が国としてどう考えていくのかということとは、多角的に検討していく必要があるのではないかと考えておりますし、また一番最後の③のところですが、先ほどありました内部統制の報告についても、今後の検討項目として、このI A A S Bの方でも今後の計画案に盛り込まれる方向と聞いておるところでございます。

以上が監査の動向でございます。

最後、28ページを見て頂きますと、先ほどご紹介いたしました金融審議会第1部会ディスクロージャーワーキンググループでは、12月の報告を出しました後も、なお検討を続けております。

その中で、当審議会との関係が出て来得る問題としまして、28ページの2の(1)の最初の○ですが、四半期開示の制度化を現在検討しております。これは四半期の財務書類の開示が、これは東証等の取引所のルールで開示が進んでおりますが、こうしたものを証取法上の開示制度とするかどうかというふうなことを議論しておるわけなんです。こうした四半期の財務書類について、現在、例えば東証のマザーズのような場合では、監査人によってレビューという手続が義務づけられておりますが、そのレビューを行います場合の手順については、日本公認会計士協会の実務指針の方で手当てがされております。

さらに、今後マザーズ以外のマーケットでもこういう四半期開示が進んでいく中、現在でも、例えば任意でこういったものについてレビューを受けるといった動きもあると承知しております。こうした四半期のレビューを行う場合のレビューの基準について、企業会計審議会においてきちんとした基準を策定しておく必要がないかといったことが、金融審議会の方では1つの議論として出てきておりますので、この金融審議会の結論いかんによっては、この点についても、企業会計審議会の方のご検討を頂く可能性があるかと考えております。

29ページの一番最後を見て頂きますと、この金融審議会での審議は、本年度内のできるだけ早い時期に取りまとめるということで進めてまいりましたので、この2月ないし3月には結論を得たいと考えております。これが出ました場合には、また企業会計審議会の方にも作業をお願いすることがあり得ると考えております。

最後30ページでございますが、金融庁では、やはり昨年12月24日に、金融改革プログラムという包括的なプログラムを取りまとめております。この中では、金融行政にかかわる各般の措置が盛り込まれておりますが、会計・監査関係でも、ただいまご紹介しましたような項目が多く載せられております。

○が5つほどありますが、一番上の○を見て頂きますと、財務報告に係る内部統制の強化あるいは四半期開示の問題、それから次の○では監査法人による内部統制の強化の問題、あるいは下の方を見て頂きますと、下から2番目の○では、新たな金融経済取引の登場に対応し得る会計ルールの整備促進、最後に会計基準の国際的収斂に向けた積極的な対応と

いうことをごさいます、金融庁全体としてこの金融改革プログラムを進めていく中で、会計・監査の部分は大事な柱の1つになっていると認識しておりますので、大変多岐にわたる検討事項があるかと思えますけれども、どうか企業会計審議会の委員の皆様にも、精力的な審議を頂きたいと考える次第でございます。

私からは以上でございます。

○加古会長 どうもありがとうございました。

質問などもあろうかと思いますが、最後に一括して質問をお受けし、ご意見も頂戴したいと思えますので、少し先に進ませて頂きたいと思えます。

なお、小林委員がご出席でございますので、紹介させていただきます。

小林委員でございます。

○小林委員 小林でございます。よろしくお願いたします。

○加古会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

ただいまも事務局からご説明を頂いたわけでありませけれども、金融庁から当審議会に対して2つの事項について審議の要請があります。また監査基準をめぐる国際的な動向や金融審議会における四半期報告開示をめぐる議論やEUにおける財務報告の同等性評価の問題、さらには、会社法現代化の動向にもこれから対応していかなきやならない、こういうように」問題が山積になっているわけでございます。

これらを踏まえまして、企業会計審議会として今後どのようにこれらの問題の審議を含めて運営を進めていくかということについて、一応の試案のようなものを考えてございませ。別紙の「企業会計審議会の今後の運営について」という表題のものでございませ。これについて本日、ご審議頂きたいと思えますが、審議に先立ちまして、この試案につきまして事務局からご紹介頂ければと思えます。

どうぞよろしくお願いたします。

○多賀谷企業会計調整官 それではお手元にお配りしております「企業会計審議会の今後の運営について（案）」を読み上げさせていただきます。

企業会計審議会においては、以下の審議事項を取り上げることとし、このため所要の部会を編成するものとする。

(1) 企画調整部会。

EUにおける同等性評価や会社法現代化の動向等を踏まえ、審議事項の企画調整を行うとともに、必要な審議・検討を行う。

(2) 監査部会。

監査法人の内部統制や品質管理の向上及び監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえ、継続的に監査基準の改訂作業を進める。

また、金融審議会における四半期開示をめぐる議論の動向を踏まえ、必要に応じ、四半期レビュー基準の策定を行う。

(3) 内部統制部会。

財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準について策定を行う。

部会の編成につきましては、2枚目の図で案を示しております。

以上でございます。

○加古会長 どうもありがとうございました。

ただいまも事務局からご紹介頂きましたように、こういった事柄を今後の審議事項として、逐次取り上げていきたいということでございます。

そこで、これを取り上げますために、今のご説明にもありますように、企画調整部会、監査部会、内部統制部会という3つの部会を立ち上げて審議していったらどうかと思っております。

また、今後の審議の運営を考えるという上で、会計監査・保証に対する社会的ニーズが流動化している状況のもとで、これらに対して機動的な部会設置が必要になってくるわけですが、従来はこの部会の議事規則によりまして、あらかじめ審議事項を定めて部会を置くという形になっていたわけですけれども、今後は、そのときどきの審議事項に応じて機動的に部会を設置していくということができるよう、お手元の案のような議事規則を改めてはどうかと考えているわけでございます。

以上の点につきまして、委員の先生方からご意見を頂戴したいと思いますが、またせっかくの機会でもございますので、これらの部会で審議するテーマの中身についても、この段階で結構でございますが、この段階での委員の方々からのご意見を頂戴できればと思っております。

どなたからでも結構ですし、どのような事項に関するご発言でも結構でございますので、しばらく自由な発言を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

八木（良）委員、どうぞ。

○八木（良）委員 冒頭池田参事官のご説明になりました資料の中で、3点ばかりお願い

したいと思うのでありますが、1つは、内部統制の関係のこれからの進め方ということです。

先ほど参事官は、既にディスクロージャーワーキンググループでいろいろ検討された結果をご説明になりました。従って、重々おわかりになっていると思うのでありますが、ちょうど今、日本で私どもを含む約30グループのアメリカ上場会社がSO法対応で必死になって取り組んでいるところです。大体この12月で1つの区切りといたしますか、全体統制とか業務プロセスの文書化という作業を終わって、今、皆さんテストの段階に入っておられるんじゃないかと思うんです。

ただ、これまで数カ月SO法対応作業をやってきて考えるのは、さっきお話のあった膨大な手数、お金、人的な人材の投入、非常に長い期間かかるということ、こういったことが想像以上だということです。これから当然、日本流の仕組づくりに取り組むこととなりますが、いろいろそういう経験やノウハウが今国内でもどんどん蓄積されているところなので、日本流を創り出す上で、これらのノウハウを活かし、過剰と思われる部分は思い切って切り捨てるようなことも必要ではないかと思っております。ぜひそういうことを踏まえて、コスト・アンド・ベネフィットの比較衡量を念頭に進めて頂くよう、よろしく願いしたいと思うのであります。

それから、これも内部統制関連でございますが、会社法の現代化に絡んで、いよいよ監査役の設置会社においても、いわゆる委員会等設置会社同様に、内部統制に関して監査役あるいは監査委員の責任というものがかなり明確になって参りました。

私も、仕事がちょっと変わって、昨年7月から監査委員として日本監査役協会の一員でいろいろこういうものに取り組み始めたんですが、その視点からみて、この際商法が求める監査役・監査委員の役割と証取法の求めるところとの調和をとるべく、交通整理をお願いしたいということを強く感じます。

端的に言いますと、例えば有価証券報告書に会計監査人の署名、証明はありますけれども、監査役は一切そこに名前がありません。見ていないのかというと、これは見ているわけございまして、これで良いのか悩む訳です。そういったことも実務の面からすると、ぜひ議論の中で入れてまとめて行って頂きたいなと思います。と申しますのも、代表取締役あるいはCFOがいろいろ責任をとられ、また、会計監査人の責任もますます厳しくなるような背景にあって、それを最後に担保するのは、監査役とか監査委員になるのではないかと思うのです。

最後の3点目なんですけれども、先ほどのご説明の中で、会計士さんの方の仕事の中で、ルールを見直すべきだということが触れられているんですが、私はルールはここ数年非常に整備されてきたんじゃないかと思っております。残念ながらルールどおりやられなかったことによって、悪い事例が起きていると思っております。したがって、もしルールを見直すとすれば、さっきちょっとおっしゃった、例えば新旧の交代のときに引き継ぎやっているとか、そういう細かい点においてはちょっとわかりませんが、全体としてのルールは、リスクアプローチ的な観点を踏まえ整備されているので、必要以上のエネルギーは費やさなくていいんじゃないかなと、これは私の感想でございます。

以上でございます。

○加古会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございましたら、どうぞおっしゃってください。

山浦委員お願いします。

○山浦委員 先ほど、ご紹介がありましたが、IAASBの方に、オブザーバーとして出席させて頂いております。非常にテンポの速い議論で、しかも次から次へと国際監査基準の新しい基準について導入を実現しておりますので、これもある意味では会計の基準あるいはディスクロージャーと同じ意味での2007年問題とか、2009年問題とかいう形で我が国に影響しようとしておりますので、この点やはり1つ審議会としても対応しやすいような体制づくりをお願いしたいというのが1点でございます。

それからもう1点ですけれども、今、八木（良）委員の方からご紹介あった、約30社ぐらいがSEC対応で準備段階はほぼ終わっているというご紹介でしたけれども、今後、日本でこの内部統制についての報告を基準化していくにあたりまして、アメリカではいわゆるCOSO、米国での内部統制のフレームを使っております。これは事実上、日本にはまだないものですね。それで、どういったフレームワークを使うのかというのが、今後、具体的なこの基準化に向けての大きなポイントになると思うんですね。しかも、それが先ほどご紹介あったところだと夏ぐらいということですので、かなり非常に精力的なこのあたりの議論が必要ではないかと思っております。この点も、やはり審議会として一生懸命対応していかなきゃならないのかなと思っております。

以上でございます。

○加古会長 ほかにいかがでしょうか。

いろいろ大きな問題が出ていまして、例えば監査法人の内部統制の問題、それから企業

における内部統制のあり方の問題、いろいろございますが、どなたかご意見ございますでしょうか。本格的な議論は、後に部会が設置された後、議論することになろうと思いますけれども。

日本公認会計士協会では、いかがでしょうか。監査法人の内部統制など、我々、昨年、かなり時間をかけて議論してまいりましたが、ご意見ございましたらご発言下さい。

友永委員どうぞ。

○友永委員 余り監査法人の内部統制という言葉は私ども使っておりませんが、そう言いますと、例えば監査法人の財務報告をするための内部統制ですね、そういうことまで入ってしまう概念でございますが、私どもは一般には監査業務をやる上での品質管理、管理体制、そこを見れば監査基準で検討するのはそこでいいのではないかと考えております。やはりいろいろと公認会計士協会も品質管理に関する基準と申しますか、監査基準委員会報告書等つくっておりますけれども、やはり実際に先ほどお話にありましたけれども、運用状況を確保するということについては、必ずしもというところがあったやに思います。

やはりそこら辺で、先ほどお話に出た監査人交代の場合のルールというのも、これは監査人の守秘義務をいかに解除するかという問題だと思うんですね。今のところは会社の後任監査人が要求したときに、会社の同意を得て守秘義務が解除されたものとして引き継ぎを行うということになっておりますので、必ずしも義務ではないというところで、その問題については、そういった監査人の守秘義務の問題として、1つ大きく考えて頂いた上で、必ず引き継ぎをしるという規定になるのかどうか、ご検討頂きたいと思います。

○加古会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

関委員どうぞ。

○関委員 先ほど八木（良）委員がお話したこととダブるわけですが、私も実は監査役になったのがこの7月で半年ぐらしか仕事していないんですけれども、つくづくこういう問題で思うのは、企業不祥事のようなものを絶対起こしてはいけないということで、これをいかにこういうことにならないようにするかということが重要なんですよね。

それで、一体、この経営者の内部統制の有効性に関する評価の基準をどうするかということになるわけですが、今日は1回目ということで、かなり自由にお話しさせて頂こうと思って発言しているんですが、問題は職務執行なんですね。会計の数字が出てきて、

会計の数字が出た後、これをどう見るかというような段階では既に遅くて、つまり職務執行でいろんな問題が起こっているときに、そこで防止するメカニズムを埋め込まないと、本当にこの企業不祥事というのがなくならないということだと思っんですね。

そういう意味で、私は日本には、この監査役制度に対する評価のようなものはあると思っんですけども、この商法における監査制度のようなものを、うまく証取法の世界においても使っていくということが、むしろ監査役制度そのものも商法の方も充実させていくということではいけないと思っますが、そういう連動した形でこういった問題をどうとらえていくのかということをごひ考えて頂く必要があるのではないと思っます。ですから基本は、企業不祥事をどうなくしていくかという、企業体制に対する信頼をどう確保するかということですから、ごひそういう観点で部会では検討して頂きたいと思っます。

○加古会長 途中ですが、大臣が今、お見えなるそうでございます。

しばらく議論を中断させて頂いて、同時にカメラなども入ってまいりますので、しばらく中断させて頂いて、お見えになりましたら大臣からご挨拶を頂戴したいと思っしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(伊藤金融担当大臣入室)

○加古会長 それではただいま伊藤金融担当大臣がお見えでございますので、ここで大臣からご挨拶を頂戴したいと思っます。大臣、よろしくお願ひいたします。

○伊藤金融担当大臣 金融担当大臣の伊藤達也でございます。企業会計審議会の開催に当たり、一言ご挨拶を述べさせて頂きたいと思っます。

初めに、皆様方に企業会計審議会の委員へご就任をご快諾頂きまして、本当にありがとうございます。本日は、委員改正後初めての総会でございますので、まず企業開示行政に関する昨年以来の金融庁の取り組みについて申し述べさせて頂きたいと思っます。

昨年10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明いたしました。金融庁といたしましては、これはディスクロージャー制度に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態であると認識をし、昨年の11月16日にディスクロージャー制度の信頼性の確保に向けた対応を発表し、全開示企業に対し開示内容の自主点検を要請するなど、各般の対応を行ったところでございます。

さらにその後の状況等を踏まえ、昨年の12月24日は第2弾の対応を発表いたしました。その中で、2つの事項について当審議会にご検討を要請させて頂いております。

1つは財務報告にかかわる企業の内部統制の有効性に関しまして、経営者による評価と、公認会計士等による検証の基準を明確にして頂くこと。いま1つは、会計・監査をめぐる最近の非違事例やモニタリングの結果等を踏まえ、監査法人における内部統制の強化や品質管理の向上に向けて、監査基準の見直しをご検討頂くことでございます。

会計や監査をめぐるのは、このほかにもEUにおける国際会計基準導入や同等性評価などの国際的な動き、あるいは我が国における会社法現代化に向けた動きなどへの対応も求められております。金融庁では、我が国の金融をめぐる局面が不良債権問題への緊急対応から、将来への望ましい金融システムを目指す未来志向へと転換しつつある中、すなわち安定から活力への転換との観点から、昨年12月24日、金融改革プログラムを取りまとめ、公表させて頂きました。

会計制度、そして監査制度、ディスクロージャー制度の整備は、このプログラムを推進していくに当たっても大変重要な柱でございます。企業会計審議会の委員の皆様には、今後とも精力的なご審議を頂くことと存じます。引き続き格段のご協力を頂きますようお願い申し上げます。私のご挨拶にかえさせて頂きたいと思っております。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○加古会長 どうもありがとうございました。

ただいま、大臣から頂戴しました挨拶を踏まえまして、企業会計審議会の審議を鋭意進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○伊藤金融担当大臣 どうぞよろしくお願ひいたします。

○加古会長 なお、伊藤大臣には、この後、ご都合ございますので、ここで退室されます。

大臣、わざわざ貴重な時間をおいで頂きましてありがとうございました。

○伊藤金融担当大臣 どうかよろしくお願ひいたします。

○加古会長 ここでカメラも退室いたしますので、そのまま少々お待ち頂きたいと思ひます。

(伊藤金融担当大臣退室)

○加古会長 それでは、議事に戻りたいと思ひます。

今後の審議の方針につきまして、今、議論させて頂いているんですが、ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

指名して恐縮ですが、八田委員、この内部統制について、公認会計士による検証の基準ということについて、もし概略解説して頂ければありがたいと思ひますが、いかがでしょ

うか。

○八田委員 突然のご指名ですので、用意しているものはありませんけれども、諸外国における知見を参考にいたしますと、まずこの内部統制というものの目的とか、その中身についてある一定の枠組みができていると我々は理解しておりますので、大前提をそれに置きながら、いろいろご議論ありますように、やはり我が国特有の組織機構といたしますか、あるいは法制度、その中でいかに公正かつ健全な企業の規律づけが約束できるのか、そういったものをまず先に立案していくのではないかと考えています。

その際、やはり気をつけなければならないのは、会計基準の統一化あるいは米国の企業改革法の影響という状況も踏まえまして、常に国際的なすり合わせという点で、我が国の特に公開会社の場合には厳しい目が向けられるということです。したがって、やはりスタートは既に先行している米国の、先ほど山浦委員からもご紹介ありました、トレッドウェイ委員会の組織委員会（COSO）という民間団体が策定してきている内部統制の報告書をまず大前提に置きながら、有効性評価の基準が策定されるであろうと考えております。

そして今、会長からのご質問の、さらにそれに対して第三者検証を行うべき監査基準といたしますか、一英語ではこれをアテステーションと言っておりますので、証明基準と呼ぶべきなのか、あるいは今日ご紹介を頂いているのは検証基準と言っているのが言うならば第三者による監査の基準というものをどうやって構築していくかという問題ですけれども、やはりこれも基本的にはアメリカで立ち上がりました新しい監視機構のPCAOB、公開会社会計監視委員会というところが正式に監査基準設定権限を持った以降、去年の春でしょうか、監査基準の第2号として、この内部統制の評価基準を公表しておりますので、これが大いに参考になるものと理解しております。したがって、この点でも、ゼロからの旅立ちではないということもありますので、時間的にタイトな要請もあるとは思いますが、ある程度のもを夏までにお見せできるのではないかなという思いを、それに参加するという立場で考えております。

ただ、米国の場合にも、先程ご紹介もありましたが、母国の企業に関しましては、このサーベンズ・オックスレイ法の適用、そして有効性評価の報告書の作成、公表が昨年の11月中旬以降に開始されましたが、一部、これも適用がおくれているとのことです。それにし崩し的に、域外適用会社の適用に関しても多分おくれるであろうと思われま。ということは、法律制定がなされて運用が始まって、丸3年最低かかってくるということ

す。そういう時間的な経緯がありますから、基本的には仮案というのをおかしいですけれども、中間的なものを策定して、ある程度主人公である企業側にお見せし、いろいろ議論を重ねながら、それから1年、2年、継続的にその内容、検証の基準も、評価の基準も見直していくことが必要ではないかなと個人的には思っております。

○加古会長 突然の指名で申しわけございません。ありがとうございました。

ほかにご意見はいかがでしょうか。先ほどの事務局のご説明に対するご質問でも結構でございます。

永井委員どうぞ。

○永井委員 質問ですけれども、よろしいでしょうか。

先ほど頂いたこの関係資料の5ページ以降に、会社法制の現代化に関する要綱案というのを、今日、私初めて拝見したんですけれども、この第3の機関関係というところは、内部統制システムの構築に関する決定開始等ございますので、そういった内部統制システム関係で変えられるのかなというのは何となくわかるんですけれども、この8ページ以降の計算関係、剰余金の分配の範囲の規定などを変えられる理由等、私、ちょっと存じ上げませんでしたので、教えて頂きたいと思って質問差し上げたんですが。

○加古会長 よろしいでしょうか。

○池田企業開示参事官 岩原先生の方が、多分ふさわしいかと思いますが。

私が仄聞しているところでは、従来、株主に対する金銭等の分配というのは、一方で配当のようなものがありますし、他方で資本金準備金の取り崩しというようなものもあります。ただ、これは株主等に対する金銭等の分配ということでは、経済的には同じようなものであるので、統一的に剰余金の分配と整理して統一的にルールをつくるべきだろう。

そうした観点に立ったときに、例えば配当については、先ほど申したように、期末あるいは中間配当といったものしかないわけですが、逆に資本金準備金の取り崩しのようなものは一定の手続が必要ですが、手続が踏まれた場合は、期中でもこういった手続ができるというような、要するに制度相互間にはややそごがあるということで、こうしたものを統一的に法的な整理をしていく中で、ここに掲げているような整理がついてきていると我々は聞いておるところでございますけれども。

もっと的確なご説明は恐らく岩原先生にして頂いた方がよろしいかと思いますが。

○加古会長 誠に恐縮ですが、少しご発言頂ければと思います。

○岩原委員 私もご説明申し上げるのに適任かどうかわかりませんが。

従来、商法上、株式配当とそれから自己株の取得、あるいは配当と中間配当も別な制度として商法上は扱われており、その要件等も異なっていたわけです。しかし、いずれも要するに会社資産を株主に分配するという点では、共通の会社行為でありまして、アメリカでは、いずれもディストリビューション・オブ・コーポレートアセットという統一的概念の会社行為として整理され、共通のルールのもとに規制するのが通常であります。

また、現行ではこれらが異なる制度として解されているために、配当は年1回しかできないし、あとは中間配当があるだけ。それに対して、自己株の取得というのは、年度中いつでもやれるわけで、片方は非常にフレキシブルなのに、片方は非常にリジッドなルールになっていて、その間に余り合理的な違いはない。それならば、むしろ実質を見て会社資産の分配という観点からすれば、配当や中間配当も自社株の取得、同じようなルールのもとに置けば、配当等についても柔軟な扱いができることになるのではないかとということで、両方共通のルールのもとに置こうということになったわけです。そういう考えで、この新しい計算関係の規定を再整理することになっています。

従来配当というのは年1回であり、そしてあとは中間配当だけということだったんですけども。こういうふうに柔軟化しますと、自社株の取得と同じで、手続さえ踏めば、年何回やってもいいということになってくるわけです。そこから、アメリカなんかで行われる四半期配当みたいなことも可能になってくるわけでありまして、この考え方からは従来の年1回配当と中間配当だけでなく、四半期配当だって可能ですし、あるいはそれ以外の配当でも可能になってくる。

ですから、さっきの四半期決算というか、四半期報告書をつくるという問題とも、それはつながってくる側面があるわけでありまして、会計ルールあるいは監査の手続等の見直しの1つのきっかけになるかもしれなという感じがいたします。

以上です。

○加古会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○永井委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○加古会長 ほかにご質問、ご意見ございましたら、どうぞご発言頂きたいと思っております。

それでは、ご発言よろしいでしょうか。

ほかにご発言がありませんようでしたら、先ほど申し上げました私の案で審議を展開させて頂きたいということで、ご承認頂いてよろしいでしょうか。

では、そのようにさせて頂きたいと思います。

なお、本日頂戴いたしましたご意見につきましては、今後、各部会での審議に移ってまいります。その際に参考とさせて頂きたいと思っております。

それでは、ここで部会長の指名をさせて頂きたいと思います。

企業会計審議会令によりますと、部会長は会長が指名することとされておりますので、私から部会長の指名をさせて頂きたいと思います。

まず、企画調整部会でございますが、これは従来と同様に、私が部会長を務めさせて頂くということで、よろしくお願いいたします。

次に、監査部会につきましては、山浦委員に部会長をお願いしたいと思っております。山浦委員、どうぞよろしくお願い致します。

それから内部統制部会につきましては、八田委員に部会長をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

なお、委員の皆様方の部会への所属につきましては、これもまた企業会計審議会令に従いまして、会長が指名することとされておりますので、この点につきましては、後日、事務局を通じましてご連絡申し上げますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、審議も区切りとなりましたので、本日の議事はこのあたりで終了させて頂きたいと思います。委員の先生方には、今後精力的なご審議をお願いすることになると思いますが、何とぞよろしくご協力を頂きますようお願いいたします。本日は、お忙しいところをご参集頂きまして誠にありがとうございました。

これをもって本会を終了させて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

午後 4時24分 閉会